

[事案 27-168] 先進医療給付金請求

・平成 28 年 1 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

インプラント埋入手術について、高度先進医療特約にもとづく給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 2 月に契約した無配当医療保険について、以下の理由により、インプラント埋入手術について、高度先進医療特約にもとづく給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約時は、インプラント治療は高度先進医療とされており、その後、削除されたことは契約内容の変更に該当し、本件インプラント治療は、変更されたことを自分が知る以前に受けたものであるため、本件特約にもとづく高度先進医療給付金が支払われるべきである。
- (2) インプラント手術前に、同手術に係る給付金について保険会社の担当者に照会したところ、担当者から「99%支払う」と説明された。

<保険会社の主張>

「インプラント義歯」は、平成 24 年 4 月から保険適用となり、「厚生労働大臣の定める先進医療」から削除されたため、本件インプラント治療も高度先進医療給付金の支払対象となることはないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人に不適切な説明があったかどうかなど説明時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件インプラント治療について、高度先進医療給付金の支払いを認めることはできないが、担当者に不適切な説明があったことを理由として、保険会社より、和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。